

松阪市
ひとり親家庭のための
応援ハンドブック

令和7年4月発行

令和7年2月時点の情報です。以降、制度や事業内容が変更となる場合がありますので、利用の際はホームページ等でご確認のうえ担当窓口にご連絡ください。



もくじ

【ひとり親家庭(母子家庭・父子家庭)とは】

現に配偶者がなく、次のいずれかに該当する方が20歳未満の子どもを養育している家庭

- 配偶者と離婚した方 ●配偶者と死別した方
- 配偶者の生死が不明な方 ●配偶者から遺棄されている方
- 配偶者が拘禁されているためその扶養が受けられない方
- 配偶者が精神または身体の障がいにより長期にわたって働けない方
- 婚姻によらないで母または父となった方

※制度ごとに年齢条件が異なりますので、20歳未満であっても対象とならない場合があります。

ひとり親家庭となった際の手続き等

- 離婚の場合 P3
- 未婚の場合 P6
- 死別の場合 P7
- 税金の控除 P9

いろいろな相談窓口

- こども、女性、ひとり親・家庭等の相談支援 P11
- ひとり親家庭等の相談 P11
- 法律相談(要予約・女性専用) P11
- 弁護士による無料法律相談 P12
- 法テラス三重(日本司法支援センター) P12
- 養育費・面会交流の相談 P12
- 家庭問題の相談 P12
- 養育費確保に関する補助金 P13
- 男女共同参画に関する総合相談 P13
- 生活困窮等の相談 P14
- 家庭裁判所 P15
- 公正証書・公証役場 P15
- 子どもの発達に関する相談 P16
- 育児に関する相談 P16
- 子どもの生活や心の問題に関する相談 P16
- 子どもの不登校に関する相談 P16
- 福祉まるごと相談室 P17

手当・医療費助成・年金

- 児童手当 P18
- 児童扶養手当 P18
- こども医療費助成 P19
- 一人親家庭等医療費助成 P19
- 特別児童扶養手当 P19
- 障害児福祉手当 P19
- 障がい者医療費助成 P19
- 未熟児養育医療給付 P20
- 国民年金保険料免除・納付猶予制度 P20
- 産前産後期間国民年金保険料免除制度 P20

子育て支援

○ 子どもを日常的に預けたい(就学前)	P21
○ 子どもを一時的に預けたい(就学前)	P22
○ 子育て支援センター(子育て拠点施設)	P23
○ 子どもを一時的に預けたい(就学前～就学後)	P24
○ 子どもを日常的に預けたい(就学後)	P25

子どもの就学

○ 就学援助制度(公立小学校・中学校)	P27
○ 生活困窮世帯学習支援事業	P27
○ 高等学校等就学支援金(授業料減免)	P27
○ 高校生等奨学給付金(給付型)	P28
○ 三重県高等学校等修学奨学金(貸付型)	P28
○ 高等教育の修学支援新制度(授業料等減免と給付型奨学金)	P29
○ 松阪市原田二郎奨学金制度(給付型)	P30
○ 松阪市大学奨学生(給付型)	P31
○ ひとり親家庭支援奨学金制度(給付型)	P31
○ 松阪市保育士修学資金貸付	P32

就労支援

○ 公共職業安定所(ハローワーク)	P33
○ 職業訓練	P33
○ 教育訓練給付金	P33
○ 教育訓練支援給付金	P34
○ 求職者支援制度	P34
○ ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金	P35
○ ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金	P35
○ ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付	P36
○ 介護福祉士実務者研修受講資金貸付	P36
○ 介護福祉士修学資金貸付	P36
○ 介護職就職支援金貸付	P37
○ 離職した介護人材の再就職準備金貸付	P37
○ 保育士修学資金貸付	P38
○ 保育士就職支援準備金貸付	P38

その他

○ 母子父子寡婦福祉資金貸付	P39
○ 生活福祉資金貸付	P39
○ 住居確保給付金	P39
○ 公営住宅(県営) ※母子・父子世帯優先枠	P40
○ 松阪市母子寡婦福祉会	P40
○ JR通勤定期券の割引制度	P40
○ 子育て応援クーポン	P40
○ 暮らしまるごとマップ～ちゃちゃマップ～	P40
○ 松阪市災害時要配慮者等宅家具固定事業	P41

ひとり親家庭となった際の手続き等

離婚の場合

- ①離婚届の提出
- ②養育費
- ③面会交流
- ④財産分与・慰謝料
- ⑤子の戸籍・入籍届
- ⑥国民年金
- ⑦国民健康保険
- ⑧各種手当・助成の申請
- ⑨園・学校の手続き
- ⑩ひとり親控除
- ⑪寡婦控除

未婚の場合

- ⑩養育費・面会交流
- ⑪子どもの認知
- ⑫出生届の提出
- ⑬出産育児一時金
- ⑭健康保険の届出
- ⑮各種手当・助成の申請
- ⑯ひとり親控除

死別の場合

- ⑯国民健康保険
- ⑰葬祭費
- ⑱国民年金
- ⑲遺族厚生年金
- ⑳遺産分割
- ㉑各種手当・助成の申請
- ㉒ひとり親控除
- ㉓寡婦控除

離婚の場合

①離婚届の提出

●協議離婚●

話し合いによる離婚が成立した場合です。

【届出人】夫と妻(いずれも、届出人欄に自筆での署名が必要になります)

【必要なもの】・離婚届(成人の証人2名の署名が必要)

・お越しいただく方の本人確認書類

※氏を変更する場合は、マイナンバーカード(所有者のみ)・国民健康保険証(加入者のみ)



法務省



松阪市

●協議離婚以外の離婚●

話し合いによる離婚ができない場合は、家庭裁判所へ調停離婚の申立てなどをする方法があります。申立先は、住所地管轄の家庭裁判所です。(P15参照)

問 戸籍住民課(松阪市役所1階 ⑤窓口) **☎0598-53-4054**

②養育費

養育費とは、子どもが経済的・社会的に自立するまでに要する衣食住に必要な経費や教育費・医療費などのこと。

養育費は子どもの権利です。親の養育費支払義務は、親の生活に余力がなくても自分と同じ水準の生活を保障しなければならない強い義務(生活保持義務)があるとされています。

●取決め●

親権を持たなくなっても親子関係は継続します。金額や支払方法について離婚前に決めておきましょう。

離婚後であっても子の成人前であれば(経済的・社会的に自立するまでは)いつでも請求することができます。父母の話し合いで決めることができない場合は、家庭裁判所に調停を申し立てることができます。

●金額●

金額は父母が話し合ってお互いに納得するよう決めることが大切です。標準的な金額については裁判所が公表している『養育費の算定表』が参考になります。『養育費の算定表』は裁判所や養育費等相談支援センターのホームページ等で見ることができます(双方の親の収入、子どもの人数、子どもの年齢によって異なります)。

また、その後父母の収入や環境が変わった場合など『事情の変更』があれば、増額や減額について双方が話し合っ、取決めなおすこともできます。



公正証書について

公正証書とは、国が定める公証人(裁判官、検察官・法務局長などを長年務めた人から法務大臣に任命された法律専門家)が作成する公文書です。離婚に伴う慰謝料や養育費などの取り決めを行う際に公正証書を作成し、「強制執行ができる旨の条項」を入れておくと、約束が守られないときに裁判手続きを経ずに給料や財産を差し押さえ(強制執行)できます(P13養育費確保に関する補助金、P15公正役場を参照してください)。

③面会交流

面会交流とは、子どもと離れている父や母が子どもと定期的又は継続的に会って話したり一緒に遊んだりして交流すること。

たとえ両親が離婚しても、子どもは父母どちらからも愛されていると実感できることによって安心感と自尊心を育むことができます。



●取決めの留意点●

決めておく必要があるのは、面会の時間、方法、回数、親同士が守らなくてはならないルールなどです。取決め内容は父母が話し合っ、決めるのが一番ですが、それができない場合は家庭裁判所に調停を申し立てることができます。

※子どもがのびのびと過ごせるよう、子どもの気持ちや生活リズムを尊重しましょう。

子どもの前で相手の悪口を言わないなどのルールを守ること大切です。

④財産分与・慰謝料

夫婦で形成してきた財産や家のローンなどがあれば、話し合っ、おきましょう。財産分与(離婚後2年以内)・慰謝料(離婚後3年以内)については、後々の生活を支えるうえでの資金になりますので、経済的な請求の権利行使について知っ、おきましょう。

⑤子の戸籍・入籍届

父母が離婚しても、そのままでは子どもの氏・戸籍に変更はありません。氏や戸籍を変更したい場合は家庭裁判所へ「氏の変更」の申立てが必要となります。家庭裁判所の許可がおりると、許可の審判書謄本が住所宛に送付されますので、戸籍住民課で『入籍届』を提出してください。

●家庭裁判所への申立て●

- 【申立てをする人】・子どもが満15歳以上⇒子ども本人
・子どもが満15歳未満⇒法定代理人(親権者等)

【申立先】住所地管轄の家庭裁判所(P15参照)

【必要なもの】

- ・申立人の印鑑
- ・収入印紙(800円×子どもの人数)
- ・郵便切手(110円×3枚)
- ・現在子どもの入っている戸籍謄本(全部事項証明書)
- ・子どもが入籍しようとする親の戸籍謄本(全部事項証明書)

●入籍届●

【届出人】子どもが満15歳以上の場合は本人、満15歳未満の場合は親権者

【必要なもの】

- ・入籍届(届出人の署名が必要)
 - ・家庭裁判所が発行した許可の審判書謄本
- ※氏を変更する場合は、マイナンバーカード(所有者のみ)・国民健康保険証(加入者のみ)

問 戸籍住民課(松阪市役所1階 ⑤窓口) ☎0598-53-4054

⑥国民年金

国民年金の第3号被保険者(会社員などの配偶者に扶養されている人)が離婚等により扶養を喪失した場合は、第1号被保険者への種別変更届が必要です。

また、離婚により厚生年金の保険料納付記録を分割請求される人は、2年以内に年金事務所で手続きをしてください。



問 保険年金課 国民年金係(松阪市役所1階 ⑦-2窓口) ☎0598-53-4044

松阪年金事務所(松阪市宮町17番地3) ☎0598-51-5115

⑦国民健康保険

配偶者の勤務先の健康保険の被扶養者として加入している人が、離婚により国民健康保険に加入される場合は、まず社会保険の資格喪失手続きをしてください。その後資格喪失証明書の交付を受け、国民健康保険に加入するための手続きを行ってください。

【必要なもの】

- ・健康保険の資格喪失証明書
- ・個人番号を確認できるもの(マイナンバーカードなど)
- ・お越しいただく方の本人確認書類

問 保険年金課 国民健康保険係(松阪市役所1階 ⑦-1窓口) ☎0598-53-4041

⑧各種手当・助成の申請

基本的には離婚後の手続きとなります。ただし調停開始の証明書やDV被害の証明書等があれば離婚前であっても手続きできるものもあります。

児童手当、児童扶養手当、こども医療費助成、一人親家庭等医療費助成等、該当する手続きをしましょう。手当は申請の翌月からの支給となりますので注意が必要です(さかのぼって支給はされません)。

手当の種類等はP18～の手当・医療費助成・年金を参照してください。

問 こども未来課 こども手当・給付係(松阪市役所1階①窓口) ☎0598-53-4081

保険年金課 福祉医療係(松阪市役所1階⑦-4窓口) ☎0598-53-4046

⑨園・学校の手続き

●保育園・幼稚園・認定こども園●

仕事や家庭の都合等で保育園等に入園が必要な場合は、こども未来課で説明を受けてください。すでに保育園等に入園している場合は、保育料が変更になる可能性がありますので、必ずこども未来課へ確認をしてください。(P21～参照)

問 こども未来課 保育幼稚園係(松阪市役所1階①窓口) ☎0598-53-4083

●小学校・中学校●

経済的な理由によりお子さんを公立小中学校へ就学させることにお困りのご家庭に対して、学校で必要な学用品費、給食費、修学旅行費などの費用の一部を援助しています。学校もしくは学校教育課へご相談ください。(P27就学援助制度を参照)

問 教育委員会事務局 学校教育課(松阪市役所第2分館) ☎0598-53-4388

未婚の場合

⑩養育費・面会交流

未婚(非婚)の場合“養育費は請求できない”“面会交流はできない”と思っている人もいますが、認知された子どもの場合、養育費や面会交流の取決めをすることができます。当事者同士での話し合いや取決めが難しい場合、家庭裁判所の調停を申し立てることができます。(P3②養育費P4③面会交流を参考にしてください。)

⑪子どもの認知

子どもの認知には大きく分けて(Ⅰ)子どもの父親が自発的にする任意認知(胎児に対してすることも可能)と(Ⅱ)自発的にしない父親に対して、子どもと子どもの母親が家庭裁判所に認知を求めて訴えを提起する(ただし、その前提として調停を申し立てる)強制認知とがあります。

認知を受けた子どもは父親と法律上の親子関係が生じるため、養育費の請求ができ、相続の権利があります。また、戸籍にも父親の氏名と認知されていることが記載されます。

⑫出生届の提出

出生届は、医師または助産師が証明した出生証明書を添付して、出生の日を含めて14日以内に提出してください。

問 戸籍住民課(松阪市役所1階 ⑤窓口) ☎0598-53-4054

⑬出産育児一時金

国民健康保険に加入している人が出産したときに支給されます。なお妊娠85日以上であれば死産・流産(医師の証明が必要)でも支給されます。

他の健康保険から出産育児一時金が支給される人には、国民健康保険からは支給されませんので、ご加入の健康保険組合にお問い合わせください。なお、被用者保険の被保険者(本人)であって、1年以上加入し、その資格喪失後6か月以内に出生した場合は、被用者保険から出産育児一時金が支給されますので、事前にご確認ください。

問 保険年金課 国民健康保険係(松阪市役所1階 ⑦-1窓口) ☎0598-53-4041

⑭健康保険の届出

親が国民健康保険に加入している場合、赤ちゃんも国民健康保険に加入する手続きをしてください。親が社会保険に加入している場合は勤め先での手続きとなります。

問 保険年金課 国民健康保険係(松阪市役所1階 ⑦-1窓口) ☎0598-53-4041

⑮各種手当・助成の申請

出産後より手続きが可能となります。

児童手当、児童扶養手当、こども医療費助成、一人親家庭等医療費助成等、該当する手続きをしましょう。手当は申請の翌月からの支給となりますので注意が必要です(さかのぼって支給はされません)。

手当の種類等はP18～の手当・医療費助成・年金を参照してください。

問 こども未来課 こども手当・給付係(松阪市役所1階⑪窓口) ☎0598-53-4081

保険年金課 福祉医療係(松阪市役所1階⑦-4窓口) ☎0598-53-4046

死別の場合

⑯国民健康保険

残された家族が、亡くなった人の勤務先の健康保険の被扶養者であった場合、国民健康保険への加入が必要になります。また、亡くなった人が国民健康保険加入者の場合、健康保険証(資格確認書)を返却してください。世帯主が亡くなられた場合、健康保険証(資格確認書)の世帯主欄が変更になりますので、ご家族の健康保険証(資格確認書)の差し替えが必要になります。

※マイナ保険証をご利用の方は、資格情報のお知らせを交付いたします。

問 保険年金課 国民健康保険係(松阪市役所1階 ⑦-1窓口) ☎0598-53-4041

⑰葬祭費

国民健康保険に加入している人が亡くなったとき、葬祭を行った人に支給されます。他の健康保険から葬祭費が支給される人(被用者保険の被保険者(本人)で資格喪失後3か月以内に死亡した場合も含む)には、国民健康保険からは支給されません。

問 保険年金課 国民健康保険係(松阪市役所1階 ⑦-1窓口) ☎0598-53-4041

⑱国民年金

●遺族基礎年金●

国民年金加入中の被保険者や被保険者であった人が亡くなったとき、その人に生計を維持されていた子のある配偶者または子に、子が18歳に到達した年度末になるまで、あるいは1・2級の障がいのある子は20歳になるまで支給されます（一定の保険料納付要件あり）。



●寡婦年金●

第1号被保険者として国民年金保険料を10年以上納付（免除を含む）している夫が老齢基礎年金や障害基礎年金を受けずに亡くなったとき、その人に生計を維持されていた妻に60歳から65歳になるまでの間支給されます（婚姻期間10年以上必要）。

●死亡一時金●

第1号被保険者として国民年金保険料を36月以上納付した人が、老齢基礎年金や障害基礎年金を受けずに亡くなったとき、その人と生計を同一にしていた一定の遺族に支給されます。

問 保険年金課 国民年金係（松阪市役所1階 ⑦-2窓口） ☎0598-53-4044

⑲遺族厚生年金

厚生年金の被保険者または被保険者であった人が次のいずれかの要件にあてはまる場合に、その人に生計を維持されていた一定の遺族に支給されます。

①厚生年金に加入中に亡くなったとき、または加入中に初診日のある傷病で、初診日から5年以内に亡くなったとき（一定の保険料納付要件あり）。

②1級または2級の障害厚生年金を受けている人が亡くなったとき。

③老齢厚生年金の受給者か受給資格期間を満たした人※が死亡したとき。

※保険料納付済期間、保険料免除期間および合算対象期間を合算した期間が25年以上ある方に限ります（詳細はお問い合わせください）。



問 松阪年金事務所（松阪市宮町17-3） ☎0598-51-5115

⑳遺産分割

①遺言書がある場合はその内容に沿って分割します。遺言書がない場合は、相続人たちが話し合い、分割の方法を決めます。話し合いでまとまらない場合、家庭裁判所で調停や審判によって決めます。申立先は、住所地管轄の家庭裁判所です。（P15参照）

②相続税には“基礎控除”がありますので、相続する財産が基礎控除額の範囲内であれば納税の必要はありません。基礎控除額を超える場合は、相続の開始があったことを知った日（被相続人が死亡した日）の翌日から10か月以内に相続税の申告・納税の必要があります。

問 松阪税務署（松阪市高町493番地6松阪合同庁舎2階） ☎0598-52-3021

②①各種手当・助成の申請

死亡届提出後の手続きとなります。

児童手当の受給者が亡くなった場合は受給者の切替えが必要です。児童扶養手当は遺族年金の受給額が手当額を超えない場合に差額が支給されます。こども医療費助成、一人親家庭等医療費助成等、該当する手続きをしましょう。手当は申請の翌月からの支給となりますので注意が必要です(さかのぼって支給はされません)。手当の種類等はP18～の手当・医療費助成・年金を参照してください。

問 こども未来課 こども手当・給付係(松阪市役所1階①窓口) ☎0598-53-4081

保険年金課 福祉医療係(松阪市役所1階⑦-4窓口) ☎0598-53-4046

税金の控除

ひとり親(寡婦)控除を受けるためには、会社の年末調整や公的年金等の受給者の扶養親族等申告書提出の際に申告するか、所得税の確定申告書および市・県・民・税申告書を提出していただく必要があります。

●市県民税の非課税措置について

ひとり親又は寡婦で前年の合計所得金額が135万円以下の場合には、市県民税は非課税となります。

なお、未成年者、障がい者も同様です。

●ひとり親(寡婦)控除適用の判定時期について

ひとり親(寡婦)に該当するかどうかは、その年の12月31日(年の途中で死亡又は出国する場合は、その死亡又は出国の時)の状況によって判断します。

②②ひとり親控除

次のすべての要件を満たす人が対象です。

- ①現に婚姻していないこと、又は配偶者の生死の明らかでないこと
- ②総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子(他の人の同一生計配偶者又は扶養親族とされている人を除く)を有すること
- ③合計所得金額が500万円以下であること
- ④住民票の記載上、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと

＜控除額＞所得税:35万円、市県民税:30万円

②③寡婦控除

次のA・Bいずれかに該当し、ひとり親に該当しない人が対象です。

A 夫と離婚後、婚姻していない人で、次のすべての要件を満たす人

- ①扶養親族(他の人の同一生計配偶者又は扶養親族とされている人を除く)を有すること
- ②合計所得金額が500万円以下であること
- ③住民票の記載上、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと

B 夫と死別後婚姻していない人又は夫の生死の明らかでない人で、次のすべての要件を満たす人

- ①合計所得金額が500万円以下であること
- ②住民票の記載上、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと

＜控除額＞所得税:27万円、市県民税:26万円

問 市県民税に関すること

市民税課 市民税係(松阪市役所2階 ③窓口) ☎0598-53-4027

問 所得税に関すること

松阪税務署(松阪市高町493番地6松阪合同庁舎2階) ☎0598-52-3021

[memo]

いろいろな相談窓口

子ども、女性、ひとり親・家庭等の相談支援

家庭で抱える問題、DV、離婚、児童虐待などの相談に応じています。

➤ 電話相談・面接相談

【日時】月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前9時～午後4時30分

問 **こども家庭センター こども家庭支援係（健康センターはるる内）**

（松阪市春日町一丁目19番地）☎0598-30-8666



ひとり親家庭等の相談

ひとり親家庭に対する相談、就業支援相談を行っています。養育費の確保や親権の問題、遺産相続や金銭の貸借に関することなどの法律的問題の早期解決を図り、より早い自立支援のために専門家である弁護士による法律相談も行っています。就業に向けて、求人情報等の収集・提供、履歴書の書き方、資格取得のための講習会等も行っています。

➤ 電話相談・面接相談（要予約）

【日時】月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前9時～午後5時

第1・3日曜日 午前10時～午後4時（日曜日は就業相談のみ）

問 **三重県母子・父子福祉センター ☎059-228-6298**

〒514-0003 津市桜橋2丁目131番地 社会福祉会館4階



法律相談（要予約・女性専用）

女性が抱えている家庭や職場等での問題について、相談に応じたり支援したりする県の機関です。女性相談員が電話や面接により相談に応じています。また、離婚に関する法的手続きやDVによって被害を受けた方への支援のために、法律上の知識が必要となることがあります。そのため、職員が必要であると判断すれば弁護士による無料の法律相談を受けることができます。

➤ 電話相談

【日時】月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前9時～午後5時

水曜日は午後8時まで電話相談を受け付けています。※基本30分

➤ 法律相談（要予約）

【日時】第2・4木曜日：午後1時～午後4時

第3金曜日：午前10時～12時

※事前に相談内容をお聴きした上で、法律相談のご予約となります。

➤ SNS相談

https://www.pref.mie.lg.jp/KODOMOK/HP/m0330400033_00012.htm

終日受付（返信時間は、月・火・木・金の午前9時～午後5時。年末年始・祝日除く）

問 **三重県女性相談支援センター（配偶者暴力相談支援センター） ☎059-231-5600**

〒514-0113 津市一身田大古曾字西浦657番地



弁護士による無料法律相談

民事上の相談を中心として、法律に関することに対しての相談を弁護士に
していただくことができます。

【日時】第2・第4木曜日 午後1時～午後5時(ひとり約30分)

※祝日、お盆、年末年始等で変更になる場合があります。

【場所】松阪市福祉会館2階(殿町1563番地)

【受付】相談のある週の月曜日、午前8時30分から電話にて予約を受け付けます。
定員12名(先着順)

問 松阪市社会福祉協議会 ☎予約専用0598-30-5690
〒515-0073 松阪市殿町1563番地



法テラス三重(日本司法支援センター)

法テラス三重では、面談や電話により、お問い合わせの内容に応じた法制度や手続き、
関係機関の相談窓口をご案内します。また、弁護士・司法書士による法律相談が必要な
方が、経済的に困りの場合には、法テラスの民事法律扶助による無料法律相談をご案
内します。

【法律相談】事前予約制(電話・Web)

【日時】火曜日:午後1時～午後4時 木曜日9時30分～12時30分

※最終30分前まで

問 法テラス三重 ☎0570-078344
〒514-0033 津市丸之内34番地5津中央ビル



養育費・面会交流の相談

子どもの養育費、面会交流について、養育費の取り決めや請求方法、増額・減額、再婚時
の対応など様々な問題に対しての相談を行っています。

➤ 電話相談 平日(水曜日を除く) 午前10時～午後8時
水曜日 正午～午後10時
土曜日・祝日 午前10時～午後6時

➤ メール相談 ☒ info@youikuhi.or.jp(随時)

迷惑メール拒否設定されている方は[ドメイン指定受信]に「youikuhi.or.jp」を追加してください。

問 養育費等相談支援センター ☎03-3980-4108 ☎0120-965-419



家庭問題の相談

子育て、夫婦関係、離婚、高齢者、介護、扶養、思春期、非行、その他についての相談
を行っています。人間関係のエキスパートである元家庭裁判所調査官等FPICの会員が
相談に応じます。

➤ 家庭問題一般についての無料電話相談 (月・水・金の午前10時～午後4時)

➤ 面会交流についての無料電話相談 (火・木の午後1時～午後4時)

問 公益社団法人家庭問題情報センター ☎03-3971-8553



養育費確保に関する補助金

子どもの健やかな成長を支える養育費について、取決めや保証契約等に係る費用の一部を補助することにより、養育費の確保を支援します。

【養育費の取決めに関する公正証書等作成促進補助金】(上限3万円・所得制限なし)

養育費の取決めを行うにあたって、債務名義のある公正証書の作成費用や、調停・裁判の申立てに必要な収入印紙代等の手続き費用を補助します。

【養育費保証契約促進補助金】(上限5万円・所得制限なし)

保証会社との養育費保証契約(養育費の支払い者からの支払いがない場合に保証会社が立て替える契約)にあたって必要な初回保証料を補助します。

※要件など詳しくはお問い合わせください。



問 こども未来課 こども手当・給付係(松阪市役所1階①窓口)
☎0598-53-4081

男女共同参画に関する総合相談

三重県男女共同参画センター「フレンテみえ相談室」では、男女がともに自分らしく生きていくうえでの様々な悩み(例えば、自分の生き方・人間関係、夫婦や家庭のこと・パートナーの暴力、養育費や親権、セクハラ問題などの悩み)についての相談に応じています。

➤女性のための電話相談(女性相談員) ☎059-233-1133

【日時】	区分	時間	月	火	水	木	金	土	日
	朝	9:00~12:00	休 館 日	●	●	●	●	●	●
	昼	13:00~15:30		●	—	—	●	●	●
	夜	17:00~19:00		—	—	●	—	—	—



※月曜日が祝日の場合は、朝と昼の相談がありますが、翌平日は休館日となります。

➤専門相談

女性弁護士による 女性のための法律相談 (面接相談・予約制)	第1・3土曜日 (第3土曜は託 児有、要相談)	13:30~16:30	まずは電話相談でご予約ください ☎059-233-1133
女性の臨床心理士による 女性のための心理相談 (面接相談・予約制)	第2・4水曜日	13:00~15:30	まずは電話相談でご予約ください ☎059-233-1133
男性相談員による 男性のための電話相談	第1木曜日	17:00~19:00	専用電話 ☎059-233-1134
	第4土曜日	10:00~12:00	
みえにじいろ相談 ～性の多様性に関する相談～	第1日曜日	13:00~19:00	専用電話 ☎059-233-1134 ※LINEによるSNS相談もあります
	第3金曜日	14:00~20:00	

問 三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」 ☎059-233-1130

〒514-0061 津市一身田上津部田1234番地

生活困窮等の相談

生活保護を受給していないが、経済的に生活にお困りの方、長期療養等で働くことに不安な方など生活の問題を抱えている方は、一人で悩まず、まずはご相談ください。相談は無料です。相談したいけど、どこに相談すればよいのかわからない。そんな生活の困りごとや不安を支援員が広くうかがいます。

➤ 電話相談・面接相談

【日時】月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

午前8時30分～午後5時15分



①自立相談支援

生活に困りごとや不安を抱えているなどの相談を受けて、支援員がどのような支援が必要か一緒に考え、具体的な支援計画を作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

②住居確保給付金

離職、自営業の廃止、または個人の責に帰すべき理由・都合によらない就業機会等の減少により離職や廃業と同程度の状況になり経済的に困窮し、住居を喪失した方、または、住居を喪失するおそれのある方に対し、家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、これらの方の住居及び就労機会等の確保に向けた支援を行っています。

③家計改善支援

生活にお困りで、家計に問題を抱えている方に、支援員がともに家計計画表等を用いて家計の「見える化」を図り、家計再生プランを作成し、支援を行います。家計管理に関する支援だけでなく、各種情報提供を行い、早期に家計を再生できるよう改善支援を行います。

④就労準備支援

生活リズムの崩れ、社会との関わりに対する不安などの理由から就労に向けた準備が整っていない方に対して、一般就労に向けた生活習慣の確立、社会参加能力の形成などの基礎的能力形成の支援を行います。主な要件は、世帯人数に応じた収入・資産要件に該当する方。

⑤学習支援

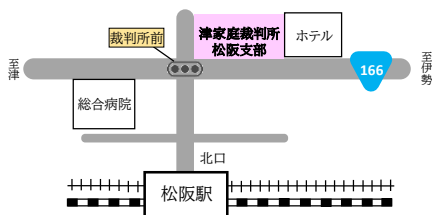
経済的な理由などから学習する環境の確保が難しい子どもたちや学習習慣が不足している子どもたちに対して、一人ひとりの学習習熟度にあわせた学習支援を行います。

問 松阪市生活相談支援センター（松阪市社会福祉協議会） ☎0598-53-4671
〒515-8515 松阪市殿町1340番地1 松阪市役所1階（⑥-2窓口）

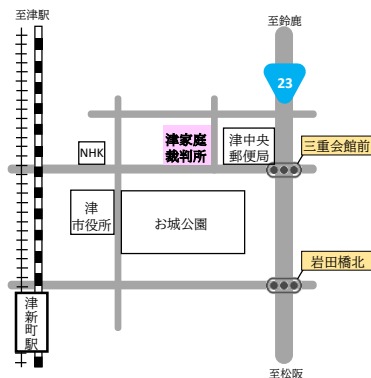
家庭裁判所

夫婦や親子、親子関係など、家庭内の問題についての申立て手続きを案内します。
また、子が父又は母と氏を異にする場合、その子は、家庭裁判所の許可を得て、父又は母の氏を称する(戸籍を移る)ことができます。

問 津家庭裁判所 松阪支部
☎0598-51-0542
〒515-8525 松阪市中央町36番地1



**問 【嬉野・三雲管内在住の方】
津家庭裁判所**
☎059-226-4711
〒514-8526 津市中央3番地1号

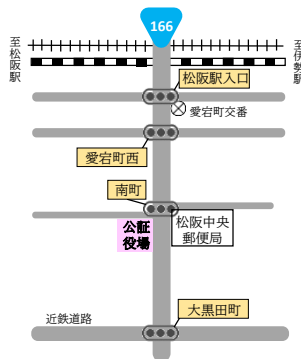


公正証書・公証役場

公正証書

公正証書とは、国が定める公証人(裁判官、検察官・法務局長などを長年務めた人から法務大臣に任命された法律専門家)が作成する公文書です。離婚に伴う慰謝料や養育費などの取り決めを行う際に公正証書を作成し、「強制執行ができる旨の条項」を入れておくと、約束が守られないときに裁判手続きを経ずに給料や財産を差し押さえ(強制執行)できます。

問 松阪公証人合同役場 ☎0598-23-7883
〒515-0034 松阪市南町178番地5



子どもの発達に関する相談

発達が気になる子どもの就園・就学に関することや子育てに関すること等の相談を行っています。また、子どもの観察や発達検査なども行っています。



➤電話相談・面接相談(要予約)

【日時】月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～午後5時

問 子ども発達総合支援センターそだちの丘 育ちサポート係 ☎0598-30-4410
〒515-0043 松阪市下村町875番地1

育児に関する相談

0歳から就学前の乳幼児および保護者を対象に、保健師や看護師が育児に関する相談を行っています。身体計測や相談ができる「乳幼児健康相談」、管理栄養士による「こども栄養相談」、歯科衛生士による「こども歯みがき相談」もあります。また、電話、来所の他オンラインによる相談も実施しています。



問 こども家庭センター 母子保健係(健康センターはるる内)

(松阪市春日町一丁目19番地) ☎0598-20-8087

嬉野保健センター(松阪市嬉野町1434番地) ☎0598-48-3812

飯南地域振興局地域住民課(松阪市飯南町粥見3950番地) ☎0598-32-8020

飯高地域振興局地域住民課(松阪市飯高町宮前180番地) ☎0598-46-7112

子どもの生活や心の問題に関する相談

学校(園)や家庭での生活、心の問題等で、何か気になることや心配事についての相談に応じています。臨床心理士、公認心理師の専門家によるカウンセラー相談も行っています。

➤電話相談・面接相談(要予約)

【日時】月曜日～金曜日・第1土曜日:午前9時～午後5時

第3土曜日:午後1時～午後5時

(第2・4月曜日、第1・3水曜日は午後6時まで)

問 松阪市子ども支援研究センター ☎0598-23-7939
〒515-0818 松阪市川井町690番地1



子どもの不登校に関する相談

小中学生の子どもの不登校に関して、相談に応じています。

➤電話相談・面接相談(要予約)

【日時】月曜日・水曜日・金曜日:午後2時～午後5時

火曜日・木曜日:午後1時～午後5時

問 松阪市子ども支援研究センター内 教育支援センター
〒515-0818 松阪市川井町690番地1 ☎0598-26-1900



福祉まるごと相談室

地域の皆さんの身近な相談先として、福祉職(社会福祉士等)や医療職(保健師・看護師)が健康と福祉に関する相談に応じます。

名称	担当地区	場所	電話番号	時間
鎌田 福祉まるごと相談室	第四港 松ヶ崎	鎌田町656番地 (鎌中地域交流センター内)	0598-52-6161	9:00~17:00 【休業日】土日祝・年末年始 (鎌田は学校施設を閉じる日)
松尾・大河内・宇気郷 福祉まるごと相談室	松尾 大河内 宇気郷	丹生寺町605番地 (松尾地区コミュニティセンター内)	0598-58-3960	
中央・幸 福祉まるごと相談室	中央(第一) 幸	殿町1563番地 (松阪市福祉会館内)	0598-23-8877	
神戸・徳和 福祉まるごと相談室	神戸 徳和	垣鼻町1461番地8 (神戸地区市民センター内)	0598-29-1171	
花岡 福祉まるごと相談室	花岡	駅部田町1390番地1 (第五地域包括支援センター内)	0598-26-1188	
東部 福祉まるごと相談室	朝見 掬水(櫛田) 漕代 西黒部 東黒部 機殿	早馬瀬町339番地 (JAみえなか 旧漕代支店内)	0598-28-7200	
嬉野 福祉まるごと相談室	嬉野	嬉野町1434番地 (嬉野地域振興局内)	0598-48-3803	
三雲 福祉まるごと相談室	三雲	曾原町872番地 (三雲地域振興局内)	0598-56-7911	
飯南 福祉まるごと相談室	飯南	飯南町粥見3950番地 (飯南地域振興局内)	0598-32-2513	
飯高 福祉まるごと相談室	飯高	飯高町宮前180番地 (飯高地域振興局内)	0598-46-7116	

※今後、市内全域に開設を進めていく予定です。最新の開設状況はホームページをご覧ください。
上記担当地区以外にお住まいの方は下記へご相談ください。

問 健康福祉総務課 福祉相談係(松阪市役所1階③窓口) ☎0598-31-1926



手当・医療費助成・年金

児童手当

高校修了前(18歳到達後最初の3月31日まで)の児童を養育している人を対象に支給します。所得や子どもの人数、年齢により支給額が異なります。

【支給月額】

(令和7年4月時点)

児童の年齢	児童手当の額(1人あたり月額)
3歳未満	15,000円
3歳以上～高校修了前	10,000円



※第3子以降は一律で30,000円(第3子以降とは22歳到達後の最初の年度末までの養育している児童のうち、3番目以降をいいます。)

【支給月】10月、12月、2月、4月、6月、8月

★離婚し児童と同居される方で、元配偶者が児童手当を受け取っていた場合は「同居優先」の手続きにて受給者の切り替えが可能です。申請の翌月分からとなりますので、離婚後お早めに手続きしてください。

離婚前であっても調停開始の証明やDV被害の証明等あれば、受給者を切り替え出来る場合があります。ご相談ください。

※公務員の方は、勤務先から支給されますので勤務先で手続きが必要です。

問 こども未来課 こども手当・給付係(松阪市役所1階①窓口) ☎0598-53-4081

児童扶養手当

所得制限有

父母が離婚したときや父または母が亡くなったり、重度の障がいであったり、何らかの理由で父または母と生活をともにしていない子ども(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)を監護している母または父や、父母に代わってその子どもを養育している人に支給します。

※公的年金を受給している場合はその差額が支給されます(障害基礎年金の場合は子の加算額との差額が支給されます)。詳しくはお問い合わせください。

【支給月額】(令和7年4月分から適用)

	全部支給の方	一部支給の方
第1子	46,690円	所得に応じて 46,680円～11,010円
第2子以降	11,030円	所得に応じて 11,020円～5,520円



【支給月】1月、3月、5月、7月、9月、11月

【所得制限限度額】

税法上の扶養人数によって所得制限限度額が設定されています。また扶養義務者(請求者と同居している父母兄弟姉妹など)の所得制限もあります。詳しくはホームページもしくは窓口にてご相談ください。

問 こども未来課 こども手当・給付係(松阪市役所1階①窓口) ☎0598-53-4081

こども医療費助成

0歳から18歳到達後最初の3月31日までの子どもが対象です。子どもにかかる医療費のうち、保険診療の自己負担分を助成します。

未就学児は、保護者の所得により窓口負担のあり・なしが異なります。

問 保険年金課 福祉医療係(松阪市役所1階⑦-4窓口) ☎0598-53-4046



一人親家庭等医療費助成

所得制限有

子ども(18歳到達後最初の3月31日までの子ども)を扶養している母子家庭の母または父子家庭の父と対象の子どもにかかる医療費のうち、保険診療の自己負担分を助成します。

問 保険年金課 福祉医療係(松阪市役所1階⑦-4窓口) ☎0598-53-4046



特別児童扶養手当

所得制限有

20歳未満で身体障害者手帳1級から4級の一部、療育手帳AまたはB1等(目安であり、同程度の手帳を所持していなくても受給できる場合もあります)に該当する障がいがある子どもを監護している父か母または養育者に支給されます。

(令和7年4月分から適用)

【支給月額】

障がい等級	1級	2級
手当月額(児童1人につき)	56,800円	37,830円



【支給月】4月、8月、11月

【所得制限限度額】税法上の扶養人数によって限度額が設定されています。また配偶者及び扶養義務者(請求者と同居している父母兄弟姉妹など)の所得制限もあります。詳しくはホームページをご覧ください。窓口にてご相談ください。

問 障がい福祉課 障がい福祉係(松阪市役所1階⑧窓口) ☎0598-53-4082

障害児福祉手当

所得制限有

精神または身体に重度の障害があるため、日常生活においていつも介護を必要とする在宅の20歳未満の障がい児に支給されます。

【支給月額】16,100円(令和7年4月分から) 【支給月】2月、5月、8月、11月

問 障がい福祉課 障がい福祉係(松阪市役所1階⑧窓口) ☎0598-53-4082



障がい者医療費助成

所得制限有

身体障害者手帳(1～3級)をお持ちの方、療育手帳「A[最重度(A1)・重度(A2)]、B[中度(B1)]」をお持ちの方、判定機関で知的障害者と判定された方のうち知能指数50以下の方、または精神障害者保健福祉手帳(1級)をお持ちの方に、医療費のうち、保険診療の自己負担分を助成します。

問 保険年金課 福祉医療係(松阪市役所1階⑦-4窓口) ☎0598-53-4046



未熟児養育医療給付

出生時体重が2,000g以下、または生活力が弱く、一般状態等に一定の症状を有する満1歳未満の乳児のうち、指定養育医療機関の医師が入院を必要と認めた場合、その医療費(保険診療分)・食事療養費を給付します。一部自己負担があります。

問 こども家庭センター 母子保健係(健康センターはるる内)

(松阪市春日町一丁目19番地) ☎0598-20-8087



国民年金保険料免除・納付猶予制度

保険料の納付が困難な時は、国民年金保険料免除・納付猶予申請を行い、日本年金機構で承認されると、原則として7月～翌年6月までの保険料が全額免除もしくは一部免除または納付が猶予される制度があります。ただし、免除期間がある場合は納付したときと比べ年金受給額が少なくなります。



免除制度



猶予制度

問 保険年金課 国民年金係(松阪市役所1階 ⑦-2窓口) ☎0598-53-4044

産前産後期間国民年金保険料免除制度

国民年金第1号被保険者が出産された場合、届出をすれば産前産後の保険料が一定期間免除され、免除された期間は保険料を納めたものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

※出産予定日の6か月前から手続きできます。



問 保険年金課 国民年金係(松阪市役所1階 ⑦-2窓口) ☎0598-53-4044



子育て支援

子どもを日常的に預けたい（就学前）

保護者が働いている（働く予定を含む）、または病気等により乳幼児を保育できない家庭は、その児童を保育園へ入園させることができます。入園には条件がありますが、母子・父子家庭に対して優遇される場合があります。
受入年齢：市内在住の0歳～5歳児

◆保育施設の一覧◆



利用できる施設 認定区分		保育の必要性	保育園	認定 こども園	小規模 保育事業所	幼稚園
満3歳以上	1号認定	なし		○		○
	2号認定	あり	○	○		
0～2歳	3号認定		○	○	○	

保育園(0～5歳)…2号・3号認定

保護者が働いている場合や、疾病等のために児童を家庭で保育することができない保護者に代わって保育する施設です。松阪市内に公私立合わせて26園あります。

認定こども園(0～5歳)…1号・2号・3号認定

幼稚園と保育園の両方の役割を果たす施設で教育・保育を一体的に行います。保育認定での入園には条件がありますが、母子・父子家庭に対して優遇される場合があります。

小規模保育事業所(0～2歳)…3号認定

定数19人の少人数の単位で保育をする施設です。松阪市内に公私立併せて2園あります。

保育園・認定こども園・小規模保育事業所の手続きについて

入園希望時期によって受付方法等が異なります。詳しくは松阪市ホームページをご確認ください。



幼稚園(3～5歳)…1号認定

学校教育の始まりとして、幼児の自発的活動である遊びを大切に、様々な体験を通して、幼児の心と体を育みます。保育の必要性に関係なく、利用できる施設です。松阪市内に公立が13園あります。

認可外保育施設

乳児または幼児を保育することを目的とし、都道府県知事及び市町村長の認可を受けていない施設です。

◆施設の一覧◆



問 こども未来課 保育幼稚園係(松阪市役所1階①窓口) ☎0598-53-4083

子どもを一時的に預けたい(就学前)

育児疲れ、家族の介護、冠婚葬祭、急に仕事が入った、など理由を問わず一時的にお預かりします。それぞれの施設には特徴がありますので、利用される方のご事情により選べます。場所・利用時間等は右記の二次元コードからご確認ください。



認可外保育施設での一時預かり

認可外保育施設は市内に複数あり、受け入れが可能であればすぐに利用ができます。利用時間・利用料は施設によって異なります。また、松阪市の子育て支援の取り組みとして一部の認可外保育施設で使用できる一時預かり利用チケットを配付している時期があります。詳細は二次元コードからご確認ください。



一時預かり事業

◆一時預かり施設「アリス」・「ミー」

対象 松阪市に住所を有し、家庭において一時的に保育を受けることが困難な乳幼児。

実施施設 総合託児施設「アリス」(おおはし小児科)大足町671番地2

一時預かり施設「ミー」(安田小児科内科)上川町2194番地3

利用日時 月～土曜日 午前8時30分～午後5時 ※祝日、年末年始、お盆休み等除く。

利用料金 3歳児以上 1日2,000円 半日1,000円

3歳児未満 1日2,500円 半日1,250円

◆子育て支援センター「ふれんず」

対象 松阪市に住所を有し、生後6か月～2歳児(3歳の誕生日の前日まで)

実施施設 子育て支援センターふれんず 西之庄町150番地

利用日時 月～金曜日 午前10時～午後4時(予約は午後3時まで) ※祝日、年末年始等除く。

利用料金 30分 300円

こども誰でも通園事業

就労要件等を問わず柔軟に子どもを預けられる新しい制度です。

対 象 松阪市に住所を有した生後6か月～2歳児(3歳の誕生日の前日まで)

実施施設 松阪市立三雲北こども園 誰でも通園ルーム 肥留町551番地

利用日時 月～金曜日 午前9時～午後3時 ※祝日、年末年始等除く。

利用料金 1時間 300円(二次元コード決済対応)

備 考 こども1人当たり月10時間を上限とする。



問 こども未来課 保育幼稚園係(松阪市役所1階①窓口) ☎0598-53-4083

子育て支援センター(子育て拠点施設)

松阪市在住の0歳から就学前の保育園・幼稚園に通ってみえないお子さんを対象に、子育て中の親と子が気軽に集い相互交流ができる場として、開設しています。保育士が常駐し、手作りおもちゃ等豊富な玩具が揃っている中で、おうちの方と一緒に遊んで頂けますのでいろいろな人との出会いを楽しめます。ぜひ、最寄の子育て支援センターをお気軽に利用してみてください。



	施設名	所在地	電話番号
公立	ふれんず	西之庄町150番地(第三小学校敷地内)	0598-26-3787
	森のくまさん	阪内町197番地(旧阪内幼稚園)	0598-36-0253
	げんきっこ	小津町577番地3(三雲南こども園内)	0598-56-7974
	かんがるー	飯南町横野885番地(飯南ふれあいセンター内)	0598-32-8111
	やまっこ	飯高町宮前112番地(市立やまなみこども園内)	0598-46-0056
私立	じゃれっこひろば	川井町338番地2(みどり保育園敷地内)	0598-23-5697
	いきいきわくわく子育てひろば	久保町1245番地(久保保育園内)	0598-29-1496
	さくらキッズ	大足町701番地1(さくら保育園内)	0598-23-6900
	なかよし広場	光町1053番地(山室山保育園内)	0598-23-7534
	こどもセンター わかすぎ第二	立野町518番地(わかすぎ第二保育園内)	0598-26-5188
	こどもセンター わかすぎ	嬉野中川町1881番地(旧わかすぎ保育園敷地内)	0598-42-8020
	わくわくの森	嬉野上野町1304番地9(嬉野保育園内)	0598-48-0300
	こどもセンター わかすぎ第三	松阪市基目町653番地1(わかすぎ第三保育園内)	0598-20-8255

問 こども未来課 保育幼稚園係(松阪市役所1階①窓口) ☎0598-53-4083

子どもを一時的に預けたい（就学前～就学後）

病児及び病後児保育事業 ※事前登録が必要です

保護者の子育てと就労の両立を支援し、保育園、小学校などに通所中の児童等が、いまだ病気の回復期に至らない場合または病気の回復期にあつて集団保育を受けることが困難な場合、一時的にお預かりする事業です。

【対象者】以下すべての条件を満たした方

1. 松阪市、多気町、明和町、大台町に在住している乳幼児および小学校6年生以下のお子様
2. 病気の回復期に至らない場合、または病気の回復期にあつて入院の必要はないが安静に配慮が必要なため、集団保育が困難である場合
3. 保護者が、勤務の都合などの理由により家庭で保育することができない場合

【実施施設】

- ・おおはし小児科総合託児施設「アリス」：大足町671番地2 ☎0598-21-7722
- ・安田小児科内科病児・病後児保育施設「ミー」：上川町2194番地3 ☎0598-28-8832

【利用料】1日2,000円（生活保護世帯0円）



問 こども未来課 保育幼稚園係（松阪市役所1階①窓口） ☎0598-53-4083

子育て支援ショートステイ事業

家庭で一時的に子どもの養育が困難になったとき（保護者が、病気・出産・冠婚葬祭、出張、家族の病気などの介護、育児不安の軽減など）に、児童養護施設等で宿泊を伴った一時預かりを行います（原則1回7日以内）。利用を希望する場合は、事前にこども家庭センターこども家庭支援係へご相談ください。

利用負担金額として、児童等の年齢や利用世帯の課税状況によって、1日あたり0円～5,350円が必要となります。

問 こども家庭センター こども家庭支援係（健康センターはるる内）
（松阪市春日町一丁目19番地）☎0598-30-8666



ファミリーサポートセンター

※事前登録が必要です。

「子育てを応援してほしい人」(依頼会員)と「子育てを応援したい人」(援助会員)がファミリーサポートセンターを橋渡しにして、会員同士が子どもの預かりなどを一時的、臨時的に有料で応援しあう組織です。

【援助できる内容】おおむね4ヵ月～小学6年生のお子様



- ①保育園や幼稚園、小学校、学童保育、習い事への送迎
- ②小学校や保育園等の開始前や終了後の預かり
- ③リフレッシュしたい際の預かり ④保護者の病気や外出の際の預かり
- ⑤軽い病児・病後児の預かり など

(※新型コロナウイルス感染予防対策のため、熱及び風邪症状のあるお子さんの援助は控えています)

利用料金(1時間あたり)	通常	緊急・病児	宿泊の利用料金(1回あたり)	
平日7:00～19:00	700円	1,000円	22:00～6:00(連続8時間)	5,000円
平日の上記以外の時間 および土・日・祝日	800円	1,200円	年末年始(12/29-1/3) 22:00～6:00(連続8時間)	7,000円
年末年始(12/29-1/3)	1,000円	1,400円		

問 まつさかファミリーサポートセンター ☎0598-20-8246

〒515-0078 松阪市春日町2丁目1番地 ルミエールKASUGA(松阪子どもNPOセンター内)

ファミリーサポートセンター利用支援補助金

ひとり親家庭等の仕事と育児の両立や子育ての負担軽減を目的に「まつさかファミリーサポートセンター」の利用料の一部を補助します。

【対象者】ひとり親世帯、低所得世帯、ダブルケア世帯、障がい児(者)世帯、多胎児世帯、多子世帯、産後ケア世帯

【補助金額】利用料金の50%(交通費、食事代、おやつ代等の実費及びキャンセル料は除く)

【申請方法】利用料金の支払い後、利用援助活動記録票と振込先口座(申請者名義に限る)がわかるものを持って、市役所窓口へお越しください。

【申請期限】援助活動を利用された日から1年



問 こども未来課 こども手当・給付係(松阪市役所1階①窓口)

☎0598-53-4081

子どもを日常的に預けたい(就学後)

放課後児童クラブ

保護者が労働等により、昼間、家庭にいない児童を保育し、その健全な育成を図るために放課後児童クラブが設置されています。授業終了後や長期休暇(夏休みなど)に児童をお預かりし、支援員のもと、様々な遊びを通して子どもの成長を促しています。



松阪市の放課後児童クラブは民営にて運営されています。ひとり親家庭等の場合には利用助成制度がありますので、入会方法、会費、開設日等は各クラブにお尋ねください。

小学校区	名称	所在地	電話番号
第一	第一よいほキッズクラブ	殿町1349番地1（第一小学校区内）	080-4547-6326
第二	第二キッズ	垣鼻町633番地（第二小学校敷地内）	0598-20-8790
第三	サン・ガーデン	西之庄町150番地（第三小学校敷地内）	0598-21-8622
第四	だいよんのびのびクラブ	鎌田町428番地4（第四小学校敷地内）	0598-51-3110
第五	第五ときわっ子	久保町276番地（第五小学校敷地内）	0598-67-8505
幸	さいわいこどもクラブ	殿町1198番地2（幸小学校敷地内）	0598-26-5080
松江	松江放課後倶楽部	川井町380番地1（松江小学校内）	0598-22-1690
射和	いざわっこくらぶ	射和町557番地1（射和小学校内）	080-6918-0861
松ヶ崎	おかげさん家	松ヶ島町946番地（若葉保育園旧園舎）	0598-51-0808
港	みなとこどもクラブ	荒木町16番地（港小学校敷地内）	0598-67-0064
東黒部	ひがしくろべ楽童	垣内田町6番地1（旧東黒部幼稚園内）	080-1566-0293
西黒部	にしくろベきっずくらぶ	西黒部町713番地1（西黒部幼稚園内）	0598-67-8296
朝見	あさみきっずくらぶ	大宮田町195番地（朝見幼稚園内）	0598-67-8044
機殿	はたどのきっずくらぶ	六根町19番地3（機殿幼稚園内）	0598-67-8876
掃水	ていすい子どもハウス	豊原町1120番地（掃水小学校敷地内）	0598-67-7667
漕代	こいしろキッズクラブ	目田町207番地（漕代幼稚園内）	0598-67-5780
花岡	花岡キッズハウス	大黒田町757番地（花岡小学校敷地内）	0598-26-0423
松尾・大河内	まつおキッズクラブ	丹生寺町566番地（松尾小学校敷地内）	0598-58-2671
伊勢寺	いせでらっこクラブ	伊勢寺町26番地（伊勢寺小学校敷地内）	090-6573-8765
阿坂	azaka kids	小阿坂町3325番地（阿坂小学校内）	080-2446-3649
南	南どんぐりっ子クラブ	小片野町729番地4	0598-67-8397
山室山	ひかりっこ広場	光町1番地（山室山小学校敷地内）	0598-21-3535
徳和	とくわアフタークラブ	上川町197番地4（徳和小学校敷地内）	0598-20-1265
豊地	豊地こどもクラブ	嬉野堀之内町229番地（豊地小学校敷地内）	0598-67-2006
中川	なかがわこどもクラブ	嬉野中川町1881番地（わかすぎ保育園旧園舎）	0598-42-8020
豊田	豊田キッズクラブ	嬉野川北町1338番地2（豊田小学校敷地内）	0598-42-1330
中原	中原キッズクラブ	嬉野須賀領町9番地1（こだま小規模保育事業所併設）	0598-42-8578
天白	天白KIDSきらりクラブ	曾原町717番地（旧天白幼稚園跡地）	070-2236-8412
米ノ庄	よねっこ	市場庄町20番地	0598-67-9220
鵠	かささぎキッズクラブ	笠松町279番地（鵠小学校内）	0598-67-5941
小野江	小野江元気っこクラブ	小野江町355番地（小野江小学校敷地内）	0598-56-6804
粥見・柿野	飯南放課後児童クラブ	飯南町粥見3945番地6	0598-32-5220
宮前	スマイルキッズ	飯高町宮前704番地2（飯高老人福祉センター内）	0598-46-1315

問 教育委員会事務局 生涯学習課(松阪市役所 第2分館) ☎0598-53-4401

子どもの就学

就学援助制度(公立小学校・中学校)

所得制限有

経済的な理由によりお子さんを公立小中学校へ就学させることにお困りのご家庭に対して、学校で必要な学用品費、給食費、修学旅行費などの費用の一部を援助します。

【対象】経済的な理由により公立小中学校への就学が困難な世帯で、下記に該当する場合

- (1) 前年の世帯の所得額が教育長の定める基準以内の世帯
 - (2) 市民税が非課税世帯、または減免を受けている世帯
 - (3) 国民年金保険料の免除、または国民健康保険税の減免を受けている世帯
 - (4) 児童扶養手当の支給を受けている世帯
- ※生活保護受給者は対象外です。

【申請方法】

①オンライン申請: 右の二次元コードを読み取り、松阪市ホームページ内のオンライン申請フォームから申請してください。

②窓口での申請を希望する場合は、下記の申請場所にて申請してください。

- ・各小中学校
- ・教育委員会事務局学校教育課(☎0598-53-4388)
- ・北部教育事務所(☎0598-48-3821)
- ・西部教育事務所(☎0598-32-2300)



問 教育委員会事務局 学校教育課(松阪市役所第2分館) ☎0598-53-4388

生活困窮世帯学習支援事業

所得制限有

経済的な理由などから学習する環境の確保が難しい子どもたちや学習習慣が不足している子どもたちに対して、一人ひとりの課題や状況に応じた学習支援を行います。

【対象者】生活保護世帯・就学援助世帯の小学6年生～中学3年生

【実施場所】福祉会館、嬉野振興局



問 保護自立支援課 生活サポート係(松阪市役所1階⑥-2窓口) ☎0598-53-4670

高等学校等就学支援金(授業料減免)

所得制限有

家庭の教育負担軽減を図るための、国による授業料支援の仕組みです。

※生徒や保護者が直接受け取るものではなく、授業料に充てられるものです。

【受給資格】保護者等の所得について以下の算定式により計算した額が、304,200円未満の方(年収目安約910万円未満の方)

算定式: (市町村民税の)課税標準額×6% - (市町村民税の)調整控除の額

【支給額】

- 公立学校: 年額118,800円(国公立高校は授業料負担が実質0円になります)
- 私立学校: 年額118,800円～396,000円
(所得に応じて支給額が変わり、授業料との差額は各世帯で負担いただきます)

【申請方法】

入学時等に学校から案内があるので、申請を行ってください。



県立



私立

問 三重県教育委員会事務局教育財務課修学支援班 ☎059-224-2940
三重県環境生活部私学課私学班 ☎059-224-2161

高校生等奨学給付金(給付型)

所得制限有

三重県では、授業料以外の教育費負担軽減のため、高等学校等に通う高校生等のいる低所得世帯に対し、高校生等奨学給付金を支給します。

【対象者】次のすべての要件を満たす方が対象です。

- ①生活保護における生業扶助(高等学校授業費)受給世帯又は保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯(保護者等のいずれかが海外に居住している場合は対象外)
- ②高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する高校生等(特別支援学校高等部に在籍している生徒、児童入所施設に入所している生徒、里親に養育されている生徒を除く)のいる世帯(7月1日現在、休学している場合は対象外)
- ③保護者等が三重県内に在住している世帯

【給付額等】

世帯種別			国公立	私立
生活保護世帯	全日・定時・通信制		32,300円	52,600円
	専攻科		50,500円	52,100円
非課税世帯	全日制	第1子	122,100円	142,900円
		第2子以降	143,700円	152,000円
	通信制・専攻科		50,500円	52,100円

◆国公立◆



◆私立◆



※年1回支給します。通算3回(定時制・通信制の場合は4回、専攻科は2回)を上限。

【申請時期】例年7月 【申請先】各学校担当者

問 三重県教育委員会事務局教育財務課修学支援班 ☎059-224-2827
三重県環境生活部私学課私学班 ☎059-224-2161

三重県高等学校等修学奨学金(貸付型)

所得制限有

三重県教育委員会では学習意欲がありながら、経済的な事由により高等学校での修学が困難な生徒に対し、無利子で奨学金を貸与しています(奨学金は返還が必要です)。

【対象者】次のすべての要件を満たす方が対象です。

- ①保護者(本人が成人の場合本人)が三重県内に住所を有している(保護者は連帯保証人となります)
- ②高等学校、高等専門学校に在学している(県外高校でも可)
- ③世帯の合計所得(給与所得控除後の金額)が一定の基準額以下であること

世帯の人数	3人以下	4人	5人	6人	7人
対象となる所得額の上限	390万円	470万円	580万円	670万円	750万円

※原則、世帯人数に同居の祖父母は含めません。

※ひとり親家庭については、上限を緩和しています。

※失業等による家計急変があった場合は、現在の収入額で審査できる場合があります。

- ④学習意欲があり学業を確実に修了する見込みがあること
- ⑤奨学金返還について、連帯保証人を2名選任できること(保護者1名と保護者以外の別生計者1名の計2名)



【奨学金の種類・金額】

奨学金には修学費と修学支度費があります。

貸与額は学校の種別(国公立・私立)により決まっており、学校の種別により定められた金額から選択することができます。また、修学費又は修学支度費のどちらか一方だけを利用することもできます。

無利子の貸付金で、卒業後12年以内に返還が必要です。

学校種別	修学費(月額)	修学支度費(入学時一時金)
国公立	8,000円、13,000円、18,000円、23,000円から選択	40,000円又は80,000円
私立	20,000円、25,000円、30,000円、35,000円から選択	50,000円又は100,000円

【申込時期】進学後の5～6月頃

【申込先】在学校 ※特別支援学校や県外校の場合：県教育委員会事務局へ

問 三重県教育委員会事務局教育財務課奨学金担当 ☎059-224-2944

高等教育の修学支援新制度(授業料等減免と給付型奨学金)

所得制限有

大学や専門学校等へ進学したいが経済的に困難な学生に対して、「授業料等の免除・減額」と「給付型奨学金」により、意欲ある学生のみなさんの「学び」を支援します。

【対象となる学校】

一定の要件を満たした、大学、短期大学、高等専門学校(4年・5年)、専門学校。

進学を希望する学校が制度の対象となっているかはホームページをご確認ください。

【支援対象となる学生】

①世帯収入や資産の要件を満たしている学生

②進学先で学ぶ意欲がある学生



【給付型奨学金の支給月額】 住民税非課税世帯の場合

区分		自宅通学	自宅外通学
大学・短期大学・専門学校	国公立	29,200円(33,300円)	66,700円
	私立	38,300円(42,500円)	75,800円
高等専門学校(4年・5年)	国公立	17,500円(25,800円)	34,200円
	私立	26,700円(35,000円)	43,300円

※生活保護世帯で自宅から通学する人及び児童養護施設等から通学する人は()内の金額となります。

【授業料・入学金の免除・減額の年額】 住民税非課税世帯の場合

区分	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

【支援を受けられる年収の目安と支援額】

世帯収入に応じた3段階の基準で支援額が決まります。

支援対象者	年収の目安 (両親・本人(18歳)・中学生の家族4人世帯の場合)	年収の目安 (両親・本人(19～22歳)・高校生の家族4人世帯の場合)	支援額
住民税非課税世帯の学生	～270万円	～300万円	満額
住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生	～300万円	～400万円	満額の2/3
	～380万円	～460万円	満額の1/3

※世帯構成や年収などで異なるため、ホームページにある「進学資金シミュレーター」でお調べください。

【申込手続き】

在学する学校または、進学先の学校で行います。

問 日本学生支援機構 奨学金相談センター ☎0570-666-301

お電話の前に、まずは、LINE公式アカウント「高等教育の修学支援」にご登録ください。

松阪市原田二郎奨学金制度(給付型)

松阪市では、原田積善会等からの善意の寄附により松阪市奨学基金を設置し、勉学の意欲がありながら、学資等の支援が必要と認められる生徒に奨学金を給付し、将来社会に貢献する有為な人材を育成することを目的とした奨学金制度を設けています。

【給付額】年額120,000円(月額10,000円)

- 1 給付期間は、在学する学校の正規の最短修業期間を修了するまでの期間。
- 2 年4期に分けて給付します。
- 3 返済の必要はありません。

【採用人数】10人以内

【応募資格】

- ①保護者(親権者、後見人その他これに準ずる者)が該当年の1月1日現在において松阪市に住所を有すること。
- ②該当年度の4月に学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校(後期課程)、特別支援学校(高等部)、高等専門学校または専修学校(高等課程)の第1学年に入学予定であること。
- ③向学心に富み、学業が優秀であること。

【応募方法】

在学または出身中学校及び教育委員会事務局教育総務課にて、募集要項及び出願関係書類を配布いたします。必要事項を記入の上、添付書類とともに在学または出身中学校へ提出してください。また、ホームページからもダウンロードできます。

<提出先> 在学または出身中学校

<受付期間> 毎年2月上旬から3月中旬まで

問 教育委員会事務局 教育総務課(松阪市役所 第2分館) ☎0598-53-4381

松阪市大学奨学生(給付型)

松阪市では、将来、社会に貢献するための学びを応援することを目的に、松阪証券株式会社等の寄附により松阪市大学奨学基金を設置し、昭和60年度から松阪市大学奨学生を選考しており、令和7年度も以下のとおり松阪市大学奨学生の募集を予定しています。

【給付額】県内大学：月額20,000円、県外大学：月額30,000円

※年3回に分けて給付します。返済の必要はありません。

【採用人数】令和7年4月大学入学者 4人以内

【応募資格】

- ①令和7年1月1日現在、父母、世帯主または後見人が松阪市に住所を有すること(世帯主は、本人または本人の親族に限ります)
- ②令和7年4月に、学校教育法に規定する大学に入学した学生
- ③向学心に富み、学術優秀である学生
- ④世帯に市税等の滞納が無いこと
- ⑤他の制度による給付型の奨学金(国が実施する「高等教育の修学支援新制度(いわゆる高等教育の無償化、令和7年度からの多子世帯無償化を含む。)」を含みます)を受けていないこと。(返済を必要とする他の奨学金との併用は可能です。)

【募集期間】令和7年6月2日(月)～令和7年6月30日(月)

※土曜日、日曜日を除く



問 松阪市役所 総務課法務行政係(松阪市役所3階) ☎0598-53-4321

ひとり親家庭支援奨学金制度(給付型)

所得制限有

全国母子寡婦福祉団体協議会とローソングループが力を合わせ、ひとり親家庭の生徒さんを給付型奨学金で応援します。

【奨学金】月額30,000円(他の奨学金との併用可)

※給付対象期間は1年間。来年度も希望される場合は、来年度も申請手続きが必要。

【募集人数】全国400名(各都道府県4名～)

【対象学年】中学3年生、高等学校(1～3年生)、高等専門学校(1～3年生)等に在籍する生徒

【応募資格】下記の条件にすべて該当すること

- ①ひとり親世帯(母子家庭・父子家庭等)であり就学に関して経済的に困難な生徒
- ②夢を実現するための意欲があり、社会貢献への積極的な姿勢のある品行方正な生徒
- ③全国母子寡婦福祉団体協議会(全母子協)加盟団体(居住地域の団体)の会員、及び入会を希望する方の子ども(生徒)

※他にも要件があります。

【申請締切】令和7年4月18日(金)必着



問 一般財団法人三重県母子寡婦福祉連合会 ☎059-228-6298

〒514-0003 津市桜橋2-131 三重県社会福祉会館内

一般社団法人全国母子寡婦福祉団体協議会 事務局 ☎03-6718-4088

〒140-0011 東京都品川区東大井5-23-13

松阪市保育士修学資金貸付

松阪市内で保育士就業を目指している高校3年生の保育士資格の取得を支援するため、保育士養成施設入学予定者に対して、修学資金を無利子で貸付けするものです。

【対象者】

①申請時、市内に住所を有する高校3年生のうち、保育士養成施設への入学を予定している方

②養成施設卒業後、市内の認可保育園に保育士として従事する意欲のある方
※経済的な理由により修学が困難な方を優先します。

【募集人数】10 名

【貸付額】月額 5 万円 × 養成施設に在籍している期間(最長2年・最大120万円)

【返還の免除】

保育士養成施設卒業後、松阪市内の認可保育園等に保育士として 3 年間従事すると返還が全額免除されます。

問 松阪市社会福祉協議会 福祉のまちづくり課 ☎0598-30-5690
〒515-0073 松阪市殿町1563番地

[memo]

就労支援

公共職業安定所(ハローワーク)

職業紹介事業を行う国の機関です。無料で、職業紹介や就職支援のサービスを行っています。市役所内にある「就労の広場」でも、ハローワーク松阪の職員による職業相談・職業紹介を行っています。

児童扶養手当を受給中の方は、「ひとり親就労サポート事業」の対象となりますので、窓口でご相談ください。

問 松阪公共職業安定所(ハローワーク松阪) ☎0598-51-0860

松阪市高町493番地6 松阪合同庁舎1階

就労の広場(求職者相談コーナー) ☎0598-25-5232

松阪市役所1階(⑥-2窓口)

職業訓練

仕事に就くにあたり必要な技能、技術を身につけるための職業訓練が無料(教材費のみ負担)で受けられます。

主に雇用保険の受給ができる方を対象とした公共職業訓練と、主に雇用保険の受給ができない方を対象とした求職者支援訓練があります。

利用にあたっては、一定の要件があります。



問 松阪公共職業安定所(ハローワーク松阪) ☎0598-51-0860

松阪市高町493番地6 松阪合同庁舎1階

教育訓練給付金

一定の要件を満たす雇用保険の一般被保険者(在職者)または一般被保険者であった方(離職者)が、厚生労働大臣の指定を受けた教育訓練を受講し、修了した場合に、その費用の一部を支給します。

対象となる教育訓練は、そのレベルに応じて3種類があり、それぞれ給付率が異なります。対象講座は約16,000講座あり、具体的な講座は、教育訓練給付制度[検索システム]で検索できます。

教育訓練の種類と給付率	対象講座の例
専門実践教育訓練 最大で受講費用の80% [年間上限64万円]	介護福祉士、社会福祉士、看護師、美容師、歯科衛生士、保育士、調理師 など
特定一般教育訓練 受講費用の50%[上限25万円]	介護職員初任者研修、大型自動車第一種・二種、税理士 など
一般教育訓練 受講費用の20%[上限10万円]	医療事務、英語検定、簿記検定、Webクリエイター、ITパスポート など



※受講開始前に手続きが必要な場合がありますので、必ず事前にハローワークへご相談ください。

問 松阪公共職業安定所(ハローワーク松阪) ☎0598-51-0860

松阪市高町493番地6 松阪合同庁舎1階

教育訓練支援給付金

専門実践教育訓練の教育訓練給付金を受給される方のうち、昼間通学制の専門実践教育訓練を受講しているなど、一定の要件を満たした方が失業状態にある場合に、訓練受講をさらに支援するため、雇用保険の基本手当の80%に相当する額をハローワークから支給する制度です。

【主な要件】

- ・専門実践教育訓練の教育訓練給付金の受給資格があること
- ・専門実践教育訓練の受講開始時に45歳未満であること
- ・受給資格確認時に一般被保険者ではないこと。また、一般被保険者ではなくなった後、短期雇用特例被保険者または日雇労働被保険者になっていないこと
- ・受講する専門実践教育訓練が通信制または夜間制ではないこと
- ・教育訓練給付金を受けたことがないこと など

【一日当たりの支給額】

原則として離職される直前の6か月間に支払われた賃金額から算出された基本手当の日額に相当する額の80%になります。

基本手当の日額は、原則として、離職される直前の6か月間に支払われた賃金の合計金額を、180で割った金額(賃金日額)のおよそ80%～45%になります。(別途上限あり)

※「ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金」との併用はできません。

※受講開始日の1か月前までに手続きが必要ですので、必ず事前にハローワークへご相談ください。

問 松阪公共職業安定所(ハローワーク松阪) ☎0598-51-0860

松阪市高町493番地6 松阪合同庁舎1階

求職者支援制度

再就職、転職、スキルアップを目指す方が、月10万円の生活支援の給付金を受給しながら、無料の職業訓練を受講する制度です。

- ・訓練開始前から、訓練期間中、訓練終了後まで、ハローワークが求職活動をサポートします。
- ・離職して雇用保険を受給できない方、収入が一定額以下の在職者の方が、給付金を受給しながら訓練を受講できます。
- ・給付金の支給要件を満たさない場合も、無料の職業訓練を受講できます。(テキスト代などは自己負担)

【訓練受講の要件】

- ハローワークに求職の申込みをしていること
- 雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者でないこと
- 労働の意思と能力があること
- 職業訓練などの支援を行う必要があるとハローワークが認めたこと

【給付金の支給要件】

- 本人収入が月8万円以下
- 世帯全体の金融資産が300万円以下
- 世帯全体の収入が月30万円以下
- 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない
- 訓練実施日**全て**に出席する
やむを得ない理由により欠席し、証明できる場合でも、8割以上出席する。

問 松阪公共職業安定所(ハローワーク松阪) ☎0598-51-0860

松阪市高町493番地6 松阪合同庁舎1階

ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母または父子家庭の父が適職に就くために必要な資格や技能を身に付けるため、厚生労働省が指定する教育訓練講座を受講・修了した場合に、その費用の一部を助成します。

【対象者】20歳未満の児童を養育しているひとり親で、次の①～③の条件をすべて満たす方

- ①母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている方
 - ②過去に本事業により教育訓練給付金を受給していない方
 - ③教育訓練の受講が、適職に就くために必要と認められる方
- ※講座指定申請及び支給申請の両申請時に、上記要件を満たすことが必要です。



【支給額】 ※いずれの場合も、12,000円を超えない場合は支給されません。

雇用保険制度の教育訓練給付金(P34)の支給を		
受けることができない方		受けることができる方
対象経費の6割相当額 (上限20万円※)	※専門実践教育訓練に相当する講座を受講された方は、 修学年数×40万円 が上限となります。(最大4年)	左記に定める額から、教育訓練給付金の支給額を差し引いた額

※受講開始前に申請が必要です。必ず事前にご相談ください。

問 こども未来課 こども手当・給付係(松阪市役所1階①窓口) ☎0598-53-4081

ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金

所得制限有

看護師、介護福祉士などの専門的な資格を取得するために母子家庭の母または父子家庭の父が6か月以上養成機関で修業する場合、高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、高等職業訓練修了支援給付金を修了後に支給することにより生活の負担を軽減します。

【対象者】松阪市に住所を有し、20歳未満の児童を養育しているひとり親で、次のいずれにも該当する方

- ① 児童扶養手当の支給を受けているか、同等の所得水準にある方

※所得水準を超過した場合であっても、1年に限り引き続き対象者とする。

- ② 養成機関において6か月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる方
- ③ 過去に本事業により職業訓練給付金を受給していない方
- ④ 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる方

【対象資格】

看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、放射線技師、管理栄養士、美容師、理容師、社会福祉士、精神保健福祉士、調理師、シスコシステムズ認定資格・LPI認定資格等の情報関係の資格



【支給額】

世帯の課税状況 ※1	職業訓練給付金		修了支援給付金 ※2
	通常期間	修業期間の最後の1年間	
住民税非課税世帯	月額 100,000円	月額 140,000円	50,000円
住民税課税世帯	月額 70,500円	月額 110,500円	25,000円

※1 世帯については、申請者及び同居の父母兄弟姉妹祖父母などを含み、住民税課税の方がいる場合は申請者が非課税でも課税世帯の支給額となります。また、4月～7月分は前年度、8月～翌3月分は当年度の課税状況により決定します。

※2 修了支援給付金は、修業期間の全期間を通して要件を満たしている場合に支給されます。

問 こども未来課 こども手当・給付係(松阪市役所1階①窓口) ☎0598-53-4081

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付

所得制限有

看護師や介護福祉士などの就職に有利な資格取得のために、養成機関などで修業するひとり親家庭の母または父の生活の自立と負担の軽減を図るため貸付をする制度です。

【対象者】

- ①三重県内に住民登録があり、高等職業訓練促進給付金の支給を受ける方(受給決定した方)
- ②養成機関を修了後、かつ資格を取得した日から1年以内に三重県内で就職し、取得した資格が必要な業務に5年間従事しようとする方
- ③同種の資金を他から受けていない方及び受ける予定のない方

【貸付額】・入学準備金 50万円以内(1人1回限り)
・就職準備金 20万円以内(1人1回限り)

【返済の免除】

養成機関卒業から1年以内に、三重県内の事業所・施設などに資格を活かして就職し、5年間引き続いてその職に従事したときは申請を行うことで返済が全額免除になります。

※ひとり親自立支援教育訓練給付金や教育訓練給付金、他の貸付制度との併用はできません。



問 社会福祉法人 三重県社会福祉協議会 ☎059-227-5145
〒514-8552 三重県津市桜橋2丁目131 (三重県社会福祉会館)

介護福祉士実務者研修受講資金貸付

介護福祉士の資格を取得し、三重県内においてその業務に従事しようとする方に「実務者研修受講資金」を貸付し、三重県の福祉人材の確保と福祉の増進を図ることを目的とするものです。

【貸付対象者】以下のすべてを満たすもの ※連帯保証人が必要です。

- ①1月1日～12月31日の期間に、原則として、三重県内の介護福祉士実務者研修施設に在学し、本年度の国家試験を受験する方
- ②介護福祉士実務者研修施設を卒業(修了)した日から1年以内に、資格を取得・登録をし、三重県内の介護福祉施設等で、介護等の業務に従事しようとする方

【貸付額】20万円以内(1人1回限り)

【返還の免除】

受講を修了した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、県内において介護福祉士の業務に引き続き2年以上従事したときは、貸付金の返還が免除されます。

※ひとり親自立支援教育訓練給付金や教育訓練給付金、他の貸付制度との併用はできません。



問 社会福祉法人 三重県社会福祉協議会 ☎059-227-5145
〒514-8552 三重県津市桜橋2丁目131 (三重県社会福祉会館)

介護福祉士修学資金貸付

介護福祉士養成施設に進学し、資格取得を目指す学生の方を支援するための修学資金の貸付制度です。

【対象者】

養成施設等に在学または入学を予定している方で、介護福祉士資格取得後三重県内において介護職員等の業務に従事しようとする方

【貸付額】・修学資金 5万円/月

- ・入学準備金 20万円(初回に限る)
- ・就職準備金 20万円(最終回に限る)
- ・国家試験対策費用 4万円/年(受験見込み者に限る)
- ・生活費加算 生活地域によって異なる(生活保護受給世帯または同等と認められる世帯)



【返還の免除】

養成施設などを卒業後(卒業した日より)、1年以内に三重県内(国立障がい者リハビリセンター、国立児童自立支援施設等で業務に従事する場合は全国の区域)において介護福祉士などの業務に従事し、以後5年間当該業務に従事した場合に貸付金の全額が返還免除されます。

問 社会福祉法人 三重県社会福祉協議会 ☎059-227-5145

〒514-8552 三重県津市桜橋2丁目131 (三重県社会福祉会館)

介護職就職支援金貸付

介護・障害福祉分野への就職を目指す他業種で働いていた方など、幅広い人材の参入を促進するため、就職の際に必要な経費に係る支援金の貸し付けを行い、新たな人材を確保することを目的として下記の貸付けを行います。

【対象者】 次の要件をすべて満たす方 ※連帯保証人が必要です。

- ①介護職員初任者研修等所定の研修を受講し、修了した方
- ②介護保険サービス事業所に就労した又は就労を予定している方
- ③介護分野就職支援金利用計画書を提出した方
- ④再就職準備金又は障害福祉分野就職支援金の貸付を受けたことがない方

【貸付額】 200,000円以内(ひとり一回限り)

- ・子どもの預け先を探す際の活動費
- ・介護に係る軽微な情報収集や講習会参加経費、参考図書等の購入費
- ・介護職員等として働く際に必要となる靴や道具又は当該道具を入れる鞆等の被服費
- ・敷金、礼金又は転居費など転居を伴う場合に必要となる費用
- ・通勤用の自転車又はバイクの購入費 等

【返還の免除】

介護職員の業務に2年間従事した場合等に、貸付金の返還が免除されます。

問 社会福祉法人 三重県社会福祉協議会 ☎059-227-5145

〒514-8552 三重県津市桜橋2丁目131 (三重県社会福祉会館)



離職した介護人材の再就職準備金貸付

介護職としての一定の知識及び経験を有する離職中の方に対し、介護職員等として再就職するにあたっての準備資金を貸し付け、介護現場への復職を支援するものです。

【対象者】 以下のすべてを満たす方

- ①1年以上の介護職の実務経験がある方
- ②三重県福祉人材センターに事前に登録して再就職を目指す方
- ③次のいずれかに当てはまる方

介護福祉士、介護福祉士実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、

介護職員基礎研修(ホームヘルパー1級、2級を含む)修了者

※その他詳細な条件はホームページをご確認ください

【貸付額】 上限40万円(無利子)

【返還の免除】

三重県内の介護事業所・施設で介護業務に2年以上継続して勤務すれば返済が全額免除になります。

問 社会福祉法人 三重県社会福祉協議会 ☎059-227-5145

〒514-8552 三重県津市桜橋2丁目131 (三重県社会福祉会館)



保育士修学資金貸付

指定保育士養成施設を卒業後、県内の保育所等において働きたいという意欲を持った学生を対象に修学資金の貸付を行うものです。

【対象者】

指定保育士養成施設に在学し、県内の保育所等で将来保育士として働く意思があり、経済的な理由により修学が困難な者

【貸付額】月額 5万円以内（総額120万円以内、最長2年間） ※連帯保証人が必要です。

【返還の免除】

卒業後、三重県内の保育所等に就職し、保育士として引き続き5年間勤務した場合には、修学資金の返還が免除されます。



問 三重県社会福祉協議会 三重県保育士・保育所支援センター ☎059-227-5160
〒514-8552 津市桜橋2丁目131（三重県社会福祉会館2階）

保育士就職支援準備金貸付

保育士資格を持ち、現在保育士として勤務していない方に再就職の準備に必要な費用を貸付けることにより、再就職を支援します。

【対象者】

- ① 保育所等を離職後3ヶ月以上経過した方、又は保育所等に勤務経験のない方
- ② 三重県内の保育所等に新たに勤務（週20時間以上）する方
- ③ 三重県社会福祉協議会及び他の都道府県が実施する保育士就職準備金を借り受けたことがない方



【貸付額】400,000円以内（1人1回限り） ※連帯保証人が必要です。

【返還の免除】

三重県内の保育所等に就職し、保育士として引き続き2年間勤務した場合には、就職支援準備金の返還が免除されます。

問 三重県社会福祉協議会 三重県保育士・保育所支援センター ☎059-227-5160
〒514-8552 津市桜橋2丁目131（三重県社会福祉会館2階）

その他

母子父子寡婦福祉資金貸付

母子父子寡婦福祉資金制度は三重県の事業です。母子、父子家庭や寡婦の方の経済的な自立を図る目的として、法律に基づいて、無利子または低利で資金をお貸しします。

※児童および子に対する資金(修学資金、修業資金、就学支度資金及び就職支度資金)の場合は、対象児童もしくは子が連帯借受人として、債務の返済義務を負っていただきます。

借受人の収入、負債の状況、貸付額等によっては連帯保証人を立てなければ貸付ができない場合があります。

【貸付金の種類】

事業開始資金、事業継続資金、修学資金、就職資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、医療介護資金、就学支度資金、結婚資金、修業資金、技能習得資金

問 こども未来課 こども手当・給付係(松阪市役所1階①窓口) ☎0598-53-4081

生活福祉資金貸付

比較的所得が少ない世帯(「低所得世帯」という)・高齢者世帯・障がい者世帯に対して、資金貸付と必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立や生活意欲の助成促進、在宅福祉や社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるよう支援することを目的とする貸付制度です。

【対象者】

松阪市にお住まいの方で、現住所に6ヶ月以上居住し、定住性が見込める世帯で住民登録があること(一部資金除く)。

借受人(借入申込者)は概ね65歳未満の方(緊急小口資金、不動産担保型生活資金を除く)とし、原則として世帯主とします。申し込みの際、原則として連帯保証人が1人必要です(一部資金除く)。また、状況に応じて連帯借受人が必要な場合があります

問 松阪市社会福祉協議会 福祉のまちづくり課 ☎0598-30-5690
〒515-0073 松阪市殿町1563番地

住居確保給付金

離職、自営業の廃止、または個人の責に帰すべき理由・都合によらない就業機会等の減少により離職や廃業と同程度の状況になり経済的に困窮し、住居を喪失した方、または、住居を喪失するおそれのある方に対し、家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、これらの方の住居及び就労機会等の確保に向けた支援を行っています。

【支給額】

住居家賃の実費分(管理費、共益費、駐車場代等除く)を支給します。(上限あり)

【支給期間】

原則3か月(月々支給)です。一定の要件を満たす場合は、3か月単位で2回まで延長が可能です。(最長9か月)

収入等の支給要件がありますので、下記へお電話にてご相談ください。

問 松阪市生活相談支援センター(松阪市社会福祉協議会) ☎0598-53-4671
〒515-8515 松阪市殿町1340番地1 松阪市役所1階(⑥-2窓口)

公営住宅(県営) ※母子・父子世帯優先枠

所得制限有

年4回(予定)の入居募集を実施しています。入居申込者数が募集戸数を上回った住宅については、公開抽選し入居者を決定します。母子及び父子世帯等は優先対象者とし、各団地の区分ごとに募集する戸数の1/2以内の住戸について一般住戸に先立って抽選し、それに落選しても再度一般枠で抽選に参加できます。

問 三重県 県土整備部 住宅政策課 公営住宅班 ☎059-224-2703

松阪市母子寡婦福祉会

「ひとり親家庭の応援団！」

子育てや子どもの将来のことでひとりで悩んでいませんか？私たち松阪市母子寡婦福祉会が主催するイベントに参加することで、先輩や同じ思いをもつ方から良いアドバイスが聞けると思います。

興味のある方はぜひご連絡ください。

問 松阪市社会福祉協議会 ☎0598-21-1487

〒515-0073 松阪市殿町1563番地

JR通勤定期券の割引制度

所得制限有

児童扶養手当の支給を受けている方とその同一世帯の方は、JRの通勤定期乗車券が3割引で購入できます。証明書の申請・交付が必要です。子ども未来課子ども手当・給付係までお問い合わせください。
※通学などの通勤以外の定期乗車券は対象になりません。



問 子ども未来課 子ども手当・給付係(松阪市役所1階①窓口) ☎0598-53-4081

子育て応援クーポン

18歳未満の子どもがいる世帯および妊娠中の方がいる世帯が対象で、県内のスーパーマーケットや飲食店などの協賛店で、「子育て家庭応援クーポン」を提示すると、割引やサービス等の特典が受けられます。

クーポンの取得方法は、ホームページにてご確認ください。協賛店はシンボルマークが入った右のステッカーが目印です。



問 三重県子ども・福祉部少子化対策課

少子化対策・子ども応援班 ☎059-224-2404



暮らしまるごとマップ～ちゃちゃマップ～

松阪市内にある相談窓口や施設、地域の活動など暮らしに関する情報をまるごと検索できる便利なサイトです。松阪市内の遊具やトイレのある公園といった子ども子育て情報を探すことができます。



問 健康福祉総務課 福祉相談係(松阪市役所1階③窓口) ☎0598-31-1926

松阪市災害時要配慮者等宅家具固定事業

松阪市では高齢者のみの世帯、障がい者等が居住する世帯、20歳未満の子どもを養育しているひとり親家庭の世帯を対象に地震発生時、家具の転倒による被害を軽減するための家具の固定を無料で行っています。

【事業内容】

タンス・食器棚などの家具を3つまで固定します

※L字金具やチェーンで壁や柱などに固定します

※冷蔵庫・洗濯機・テレビなどの家電製品やピアノは除きます

※建物の所有者と申込者と異なる場合は、家主の承諾が必要です



問 防災対策課 ☎0598-53-4034

[memo]

[memo]

ひとり親家庭のための応援ハンドブック
令和7年4月発行

編集・発行

松阪市こども局こども未来課

〒515-8515 三重県松阪市殿町1340番地1

☎0598-53-4081 📠0598-26-9113

